

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



浜松市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

[2024]

2024(令和 6)年 4 月



目 次

第 1 章 計画策定の背景

1 脱炭素社会の実現に向けた国と浜松市の動向	1
------------------------	---

第 2 章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け	3
2 基本的事項	4

第 3 章 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量の推移	5
----------------	---

第 4 章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 削減目標の考え方	6
2 計画の目標	7

第 5 章 削減目標達成に向けた基本方針

1 基本方針	9
基本方針 1 市有施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化	10
基本方針 2 照明の LED 化	10
基本方針 3 屋上などへの太陽光発電設備の導入	10
基本方針 4 公用車の電動化	11
基本方針 5 エネルギー転換	11
基本方針 6 再生可能エネルギー電力の調達	12
基本方針 7 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減	12
基本方針 8 カーボンクレジットの創出・利用	13
基本方針 9 運用改善の精度向上	13

第 6 章 計画の実施体制と進捗管理

1 構成	14
2 実施体制	16
3 進捗管理	19

<参考資料>

1 本計画で使用する地球温暖化係数	22
2 本計画が対象とする温室効果ガスと原因行為	23
3 浜松市における温室効果ガス排出量算定表	24
4 職員個人で実施すべき取組み例	26

第 1 章 計画策定の背景

1 脱炭素社会の実現に向けた国と浜松市の動向

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という)」に基づき、市の事務事業における温室効果ガス排出削減計画である「浜松市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)第 1 期計画」を 2003 年 3 月に策定して以降、市町村合併や計画期間満了などに伴う計画の見直しを行ってきました。

2021 年 4 月からは「浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) [2021]」に基づき、2030 年度に 2013 年度比で、「施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を 44%削減」及び「公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を 29%削減」を目標に、施設の省エネルギー改修、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入、ごみ減量などに積極的に取り組んできました。これらの結果、2022 年度において、施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量は 25%削減、公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量は 12%削減しています。

そのような中、国は、「2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現に向け、温室効果ガスの排出を「2030 年度に 2013 年度比で 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを目標に掲げた「地球温暖化対策計画」を 2021 年 10 月に改定しました。

こうした国の動向を踏まえ、市は、2024 年 3 月、「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定しました。新たな計画では、温室効果ガスの排出削減目標を国の目標を上回る「2030 年度に 2013 年度比で 52%削減」とし、目標達成に向けた基本施策に「徹底した省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの最大限の導入」、「新技術・イノベーションの推進」、「二酸化炭素吸収源の確保」を掲げ、官民一体で推進していくこととしました。

これを受け、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出削減目標や、目標達成に向け、市自らが全庁を挙げて実施していく施策などを定める「浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」も 2024 年 3 月に改定しました。

(図表 1-1) 国・市の主な動向

年月	国の動向	市全域に関する動向	市の事務事業に関する動向
1998 年 10 月	地球温暖化対策の推進に関する法律公布		
2003 年 3 月			「浜松市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第 1 期計画」策定
2005 年 4 月	京都議定書目標達成計画閣議決定		
2006 年 8 月		「浜松市風力発電施設に関するガイドライン」制定	
2008 年 3 月			「浜松市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）第 2 期計画」策定
2008 年 6 月	地球温暖化対策の推進に関する法律改正		
2012 年 3 月		「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定	「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第 3 期計画」策定
2013 年 3 月		「浜松市エネルギービジョン」策定	
2015 年 3 月			「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第 4 期計画」策定
2016 年 5 月	地球温暖化対策計画閣議決定		
2017 年 4 月		「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定版」策定	
2019 年 4 月		「浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン」制定	
2020 年 3 月		2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明、「浜松市域“RE100”」推進	
2020 年 4 月		「浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」施行、「浜松市エネルギービジョン」改定	
2020 年 10 月	2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ宣言		
2021 年 3 月		「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定	「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定
2021 年 10 月	地球温暖化対策計画 改定		
2024 年 3 月		「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定	「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定

第2章 計画の基本的事項

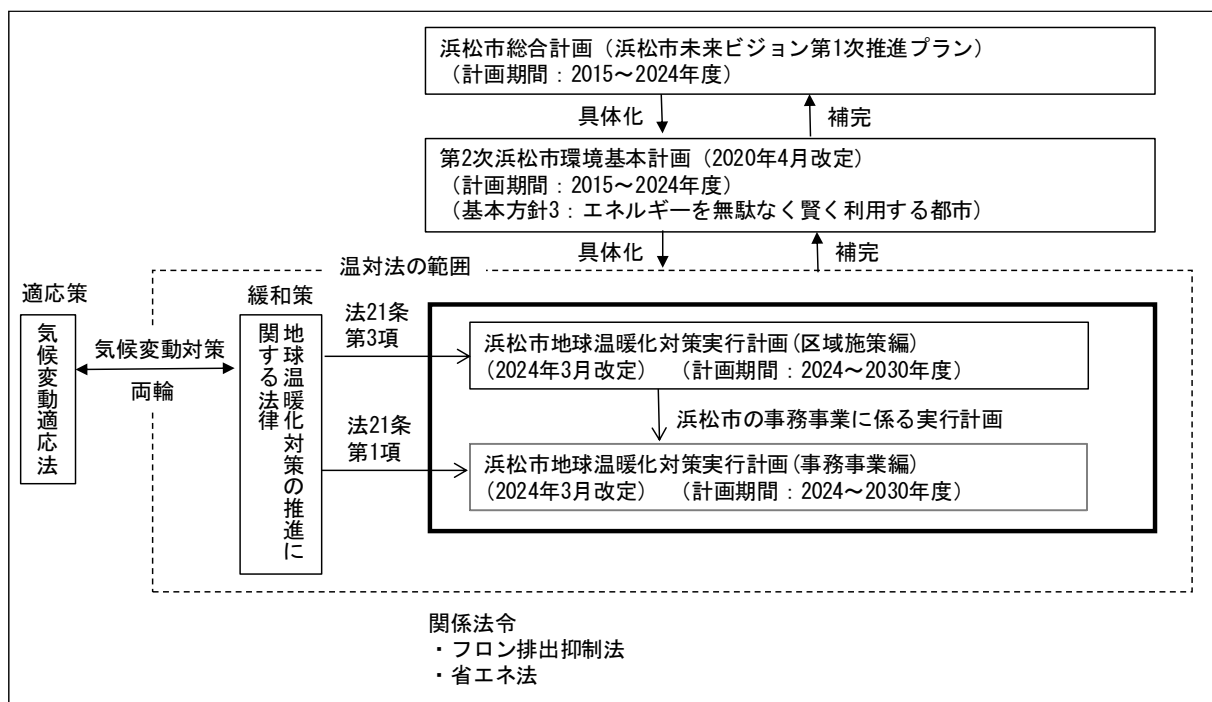
1 計画の位置付け

本計画は、事務事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置として温対法第21条第1項に基づく、地方公共団体実行計画「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、本計画という）」として策定します。また、本計画は、浜松市域における市の事務事業から排出される温室効果ガス削減計画であり、市の率先行動計画と位置付けます。

本計画は、市の最上位計画である「浜松市総合計画」や浜松市環境基本条例に基づき定めている「環境基本計画」の下位計画であり、それらの計画を具体化したものです。

さらに、関連法令としては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という）やエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という）があります。

（図表 2-1）計画の体系



2 基本的事項

(1) 計画の期間

本計画の期間は、2024 年度から 2030 年度までの 7 年間とします。

ただし、計画期間内にあっても、国際的な動向や国の計画変更など社会情勢に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象となる施設・設備から市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスを本計画の対象範囲とします。

(3) 事務事業の対象範囲

本計画は、市長部局(本庁、区役所など)、消防局、上下水道部、教育委員会、選挙管理委員会などの市が実施する全ての事務事業を対象とします。

対象となる施設・設備は、市が所有又は賃借している全ての施設・設備及び公用車(防災ヘリコプターを含む)です。

ただし、公営住宅など個人の生活に伴う部分、公共工事、本市の外郭団体による事業、施設・設備の運営を伴わない委託事業は除きます。

(4) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

事務事業から排出される可能性のある温室効果ガスについては、温対法第 2 条第 3 項に挙げられています。その中から、本計画で対象とする温室効果ガスは、下記の①～④とします(参考資料 1・2)。

①二酸化炭素(CO₂)

②メタン(CH₄)

③一酸化二窒素(N₂O)

④代替フロンなど 4 ガス分野^{※1}

※1 代替フロンなど 4 ガス分野は、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)

第3章 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量の推移

事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の推移は図表 3-1 のとおりです。

電気起源の二酸化炭素排出量は、買電している電気使用量と電力会社の電力メニューに対応する基礎排出係数（又は実排出係数）で算出します。

事務事業に伴う 2013 年度（基準年度）^{※1}の温室効果ガス排出量^{※2}は 222,518t-CO₂/年でした。2022 年度は、基準年度から 32,750t-CO₂/年削減され、189,768t-CO₂/年でした。

※1 2013 年度は、国の地球温暖化対策計画及び浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度。

※2 温室効果ガス排出量は、各温室効果ガスの排出量に各ガスに対応する地球温暖化係数を乗じ、それらを合算した二酸化炭素換算値（t-CO₂）。

（図表 3-1）温室効果ガス排出量の推移 (t-CO₂)

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
エネルギー起源の二酸化炭素					
二酸化炭素（施設 電気）	84,094	66,938	62,876	66,169	63,870
二酸化炭素（施設 燃料・熱）	32,838	30,794	28,866	31,740	30,365
二酸化炭素（公用車）	2,608	2,498	2,478	2,508	2,457
非エネルギー起源の温室効果ガス					
二酸化炭素	78,802	79,618	82,442	87,787	89,211
メタン	2,439	2,556	2,647	2,581	2,610
一酸化二窒素	21,700	29,843	29,501	29,565	30,274
代替フロンなど 4 ガス分野	36	36	36	36	36
合計	222,518	212,282	208,846	220,385	218,823

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
エネルギー起源の二酸化炭素					
二酸化炭素（施設 電気）	65,614	62,653	51,750	53,859	50,128
二酸化炭素（施設 燃料・熱）	31,214	31,075	31,731	33,331	30,769
二酸化炭素（公用車）	2,283	2,241	2,182	2,332	2,300
非エネルギー起源の温室効果ガス					
二酸化炭素	87,284	82,392	79,325	81,662	82,034
メタン	2,625	2,691	2,621	2,610	2,592
一酸化二窒素	30,238	21,125	21,479	21,771	21,703
代替フロンなど 4 ガス分野	36	38	37	409	242
合計	219,293	202,215	189,125	195,974	189,768

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 削減目標の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現を目指すため、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを目標に掲げています。

2024年3月に改定した浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、「実行計画(区域施策編)」という)では、国の削減目標など国内外の気候変動対策に係る動向などを考慮し、温室効果ガス削減目標を設定しています(図表4-1)。

市の事務事業における温室効果ガス削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び実行計画(区域施策編)の目標を踏まえ設定します。

(図表4-1) 実行計画(区域施策編)による温室効果ガス排出量(実績・目標)

		2013年度 (実績)	2020年度 (実績)	2030年度 (目標)
エネルギー起源の二酸化炭素				
産業部門 業務その他部門 家庭部門 運輸部門	排出量(千t-CO ₂)	1,321.6	957.9	613.7
	増減率(%)	-	▲27.5	▲53.6
	排出量(千t-CO ₂)	1,403.0	993.7	664.7
	増減率(%)	-	▲29.2	▲52.6
二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素 代替フロンなど4ガス分野	排出量(千t-CO ₂)	1,200.7	946.0	640.8
	増減率(%)	-	▲21.2	▲46.6
	排出量(千t-CO ₂)	1,422.7	1,226.8	955.6
	増減率(%)	-	▲13.8	▲32.8
非エネルギー起源の温室効果ガス				
二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素 代替フロンなど4ガス分野	排出量(千t-CO ₂)	88.7	89.7	47.9
	増減率(%)	-	1.1	▲46.0
	排出量(千t-CO ₂)	13.2	14.6	10.6
	増減率(%)	-	10.6	▲19.7
二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素 代替フロンなど4ガス分野	排出量(千t-CO ₂)	67.6	66.7	34.3
	増減率(%)	-	▲1.3	▲49.3
	排出量(千t-CO ₂)	226.1	351.1	48.8
	増減率(%)	-	155	▲78.4
森林吸収量		-	344.0	271.8
合計		5,743.6	4,302.5	2744.6
		-	▲25.1	▲52.2

2 計画の目標

本計画では、国の「地球温暖化対策計画」及び実行計画(区域施策編)を踏まえて、基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度として削減目標を設定します(図表 4-2)。

温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標は、2030 年度に 2013 年度比で 55%削減することを目標とします。

2030 年度に 2013 年度比で 55%削減

基準年度 222,517t-CO₂ から 123,041t-CO₂ 削減します。

(図表 4-2) 削減目標

区 分		2013 年度 【基準年度】 排出量 (t-CO ₂)	基準年度 からの 削減量 (t-CO ₂)	2030 年度 【目標年度】 排出量 (t-CO ₂)	削減目標 (%)
エネルギー起源の二酸化炭素					
①	施設運営に伴う排出量	116,932	74,635	42,297	64
②	公用車の利用に伴う排出量	2,608	943	1,665	36
非エネルギー起源の二酸化炭素					
③	二酸化炭素	78,802	36,249	42,553	46
非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス					
④	メタン	2,439	488	1,951	20
	一酸化二窒素	21,700	10,698	11,002	49
	代替フロン等 4 ガス分野	36	28	8	78
合計		222,517	123,041	99,476	55

①施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量

実行計画(区域施策編)における業務その他部門(削減目標:52.6%)に対応する「施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量」は、2030 年度までに 2013 年度比で 64%削減することを目標とします。

2030 年度までに 2013 年度比で 64%削減

基準年度 116,932t-CO₂ から 74,635t-CO₂ 削減します。

②公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量

実行計画(区域施策編)における運輸部門(削減目標:32.8%)に対応する「公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量」は、2030年度までに2013年度比で36%削減することを目標とします。

2030年度に2013年度比で36%削減

基準年度 2,608t-CO₂ から 943t-CO₂ 削減します。

③非エネルギー起源の二酸化炭素排出量

一般廃棄物(家庭ごみ)中の廃プラスチック類・合成繊維の焼却により発生する非エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減には、市民生活に直結する家庭ごみの削減や分別などが必要であり、市の施策に加えて市民の相当な協力が不可欠です。

したがって、実行計画(区域施策編)の削減目標(46.0%)を目指し、最大限の削減に取り組むことにします。

実行計画(区域施策編)の削減目標を目指し、最大限の削減に取り組む

④非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量

非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスには、下水・し尿処理や一般廃棄物の処理過程で排出されるメタン、焼却や燃料の燃焼過程や肥料、麻酔剤(笑気ガス)などから排出される一酸化二窒素、空調機器に使用しているフロン類などの代替フロン等4ガスがあります。

処理過程や燃焼過程に伴って副次的に発生するメタン、一酸化二窒素、代替フロンなどの削減には、施設の大規模な改修を含めた処理過程の変更が必要です。また、市民生活に直結する下水処理やごみ・し尿処理に伴うメタンや一酸化二窒素の削減に向けては市民の相当な協力が不可欠です。

したがって、非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量は、実行計画(区域施策編)の削減目標(2030年度までに2013年度比メタン19.7%、一酸化二窒素49.3%、代替フロンなど4ガス分野78.4%)を目指し、最大限の削減に取り組むこととします。

実行計画(区域施策編)の削減目標を目指し、最大限の削減に取り組む

第5章 削減目標達成に向けた基本方針

1 基本方針

2022年度までに2013年度（基準年度）から、施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量は36,035t-CO₂、公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量は308t-CO₂削減しています。

2030年度の目標を達成するためには、さらに施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を38,600t-CO₂、公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を635t-CO₂を削減する必要があります。また、非エネルギー起源の温室効果ガス排出量については、2030年度までに最大限の削減に取り組みます。

2030年度の目標を達成するため、基本方針1から9を定め、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

（図表 5-1）2030 年度目標達成に向け必要な削減量（2022 年度時点）

区 分		2022 年度 排出量 (t-CO ₂)	2022 年度からの 削減量 (t-CO ₂)	2030 年度 排出量 (t-CO ₂)
エネルギー起源の二酸化炭素				
①	施設運営に伴う排出量	80,897	38,600	42,297
②	公用車の利用に伴う排出量	2,300	635	1,665
非エネルギー起源の温室効果ガス				
③	二酸化炭素	82,034	39,481	42,553
非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス				
④	メタン	2,592	641	1,951
	一酸化二窒素	21,703	10,701	11,002
	代替フロン等4ガス分野	242	234	8
合計		189,768	90,292	99,476

基本方針 1 市有施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化

市有施設の新設又は建替時は ZEB Ready 以上とし、『ZEB』を目指すとともに、施設の改修時（長寿命化事業等）は原則として ZEB Ready 以上とします。

また、既に新設、建替、大規模改修済であり、今後当面の大規模な改修予定が無い施設についても、2050 年までの期間において生じ得る小規模な修繕時には可能な限り ZEB 化に向けた検討を行います。

基本方針 2 照明の LED 化

市有施設の照明を 2030 年度までに全て LED 化します。

実施手法については、工事を基本としますが、対象施設数が多いなど、2030 年度までの更新が困難な特殊事情がある場合には、コスト面を考慮した上でリース等の手法も検討します。

【2030 年時点の年間削減量】

約 5,000t-CO₂/年（20,000MWh 相当）の削減

※2022 年度時点の LED 化対象照明（188,004 台）を全て LED 化した場合

（図表 5-2）LED の全庁調査の結果（2022 年度時点）

	全照明台数 (A)	LED 台数 (B) (内数)	LED 化率 (C) = (B) / (A)	対象照明台数 (D) = (A) - (B)
本庁部局	156,236	43,887	28.09%	112,349
学校教育部	69,908	7,657	10.95%	62,251
上下水道部	14,074	670	4.76%	13,404
計	240,218	52,214	21.74%	188,004

基本方針 3 屋上などへの太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備が導入可能な施設に対し、2030 年度に 50%、2040 年度に 100% 導入します。

太陽光発電設備設置済施設は 123 施設です（2023 年度末時点）。

2022 年度に実施した「太陽光発電設備設置可能公共施設数調査」の結果、導入可能性のある施設は最大 271 施設でした。

今後、耐荷重などを含む詳細調査を実施して更に絞り込み、2040 年度までに設置可能な全施設に太陽光発電設備を導入します。

【2030 年時点の年間削減量】

約 600t-CO₂/年の削減

※2030 年までに 2,000kW の太陽光発電設備を導入する場合の削減量

基本方針 4 公用車の電動化

電動車に代替可能な公用車（普通・小型自動車、軽自動車）を 2030 年度までに電動車（うち 50%は電気自動車）とします。

また、電動化ができない特殊用途車、バス、普通・小型貨物車は、エコドライブを徹底します。

【2030 年時点の年間削減量】

約 635t-CO₂/年の削減

※普通・小型自動車（乗用・貨物）、軽自動車（乗用・貨物）の 50%を電気自動車、残りをハイブリッド車にする場合

（図表 5-3）全公用車台数（2022 年度末時点）

	台数
普通・小型自動車（乗用・貨物）	203
軽自動車（乗用・貨物）	643
特殊用途車	358
バス	39
普通・小型貨物車	77
合計	1,320

基本方針 5 エネルギー転換

重油、軽油、灯油などの化石燃料を使用している設備を改修する際は、原則として電化を進めます。電化が困難な設備については、都市ガス又は LP ガスへ燃料転換することで、将来的にカーボンニュートラル燃料を導入しやすい環境を整備します。電化やガスへの燃料転換が困難な設備については、バイオマス燃料や水素燃料への燃料転換を検討します。

【2030 年時点の年間削減量】

約 2,000t-CO₂ の削減

※灯油、A 重油、LPG、都市ガスの使用量 10%（2022 年度）を電化、灯油・A 重油の使用量 10%（2022 年度）を都市ガスへ転換した場合

（図表 5-4）エネルギー使用量（2022 年度時点）

	灯油 (L)	A 重油 (L)	LPG (m ³)	都市ガス (m ³)
使用量	432,072	99,497	51,449	578,583

(1) 電化

電気を動力源とする設備へ転換する“電化”は、再生可能エネルギー由来の電気の利用と合わせることで、化石燃料の消費削減につながるため、重油や軽油、灯油などの化石燃料を使用する設備から電気設備への転換を推進します。

(2) 燃料転換

電化が困難な設備は、バイオマス燃料や水素など製造時に温室効果ガスを排出しない燃料へ将来的に移行することを踏まえて、石炭・石油製品からガスなど、より低炭素な燃料を利用する設備への転換を推進します。

基本方針 6 再生可能エネルギー電力の調達

2030 年までに調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とし、残りの電力は、調整後排出係数が $0.000250\text{t-CO}_2/\text{kWh}^{※1}$ 程度を目安とします。

※1 政府が示す野心的な「2030 年度におけるエネルギー需給の見直し」に基づく国全体の排出係数の 2030 年目標。

【2030 年時点の年間削減量】

約 $31,000\text{t-CO}_2/\text{年}$ の削減

※2030 年度時点の総電気使用量 $133,000\text{MWh}$ の 60%を再生可能エネルギー電力、残り 40%を調整後排出係数 $0.000250\text{t-CO}_2/\text{kWh}$ の電力にした場合

基本方針 7 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減

非エネルギー起源の二酸化炭素、空調機器に使用しているフロン類、下水・し尿処理や一般廃棄物の処理過程で排出されるメタン、焼却や燃料の燃焼過程などから排出される一酸化二窒素については、下記の取組みにより最大限の削減をします。

(1) 廃プラスチック類の減量

一般廃棄物として出されたプラスチック類や合成繊維の焼却は、市の施設で行うため、事務事業から排出される非エネルギー起源からの温室効果ガス排出量に含まれます。

非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減には、焼却処分されるプラスチック類や合成繊維の削減が必要であるため、廃プラスチック類の発生抑制 (Reduce) ・再利用 (Reuse) ・再生利用 (Recycle) などを積極的に推進します。

(2) フロン使用機器の適正使用など

空調機器や冷蔵・冷凍機器の冷媒として使用されているフロン類は、強い温室効果（二酸化炭素の数百倍から一万数千倍）があります。そのため、「フロン排出抑制法」によりフロン類の漏洩対策として、機器の定期点検やフロンの漏洩量の報告義務が定められています。

空調機器や冷蔵・冷凍機器などのフロン使用機器を適正に使用するとともに、定期点検の実施や冷媒管理電子システムの導入を推進し、フロンの漏洩を最小限に留めます。

また、空調機器や冷蔵・冷凍機器などは、自然冷媒機器やノンフロン冷媒機器、冷媒の地球温暖化係数の低い機器を選定します。

(3) 下水・し尿などの処理過程や汚泥の焼却過程の見直し

下水・し尿などの処理過程や汚泥の焼却過程に伴って副次的に発生するメタンや一酸化二窒素は、事務事業から排出される非エネルギー起源の温室効果ガス排出量に含まれます。

下水・し尿処理などの処理過程で排出されるメタンや焼却や燃料の焼却過程から排出される一酸化二窒素の削減のため、施設の改修を含めて処理過程や焼却過程の見直しなどを行います。

基本方針 8 カーボンのクレジットの創出・利用

再生可能エネルギー由来の J-クレジットとして、ZEH の新築や太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付した家庭から二酸化炭素排出削減量を譲り受け、年間分を取りまとめクレジット化します。

徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限導入などを実施した上で、排出が避けられない非エネルギー起源の温室効果ガスについては、市内の森林や再生可能エネルギー由来の J-クレジットなどでカーボンオフセットします。

基本方針 9 運用改善の精度向上

事業所のエネルギー使用量や設備の状況を把握した上で、施設・設備の日常的な運用方法などを見直し、実行することを「運用改善」と言います。

運用改善は、施設所管課で実施すべき取組みと職員個人で実施すべき取組みを分類し、PDCA サイクル(計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act))により実施します。

2010 年度から温暖化対策と省エネ化を目的とした独自のマネジメントシステムとして「浜松市役所温暖化対策マネジメントシステム」を推進していましたが、これを廃止し、省エネルギー行動の指針として策定した「脱炭素化推進マニュアル」に基づく運用改善(詳細は、「第 6 章 計画の実施体制と進捗管理」のとおり)を推進します。

(1) 施設所管課で実施すべき取組み

施設所管課は、施設運営に、省エネ法に基づいて作成が義務付けられている「エネルギー管理標準」※2を作成し、周知・徹底することで、職員が運用改善を取り組みやすい環境や仕組みを構築します。

※2 「エネルギー管理標準」とは、エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領(運転管理、計測・記録、保守・点検)を定めた「管理マニュアル」であり、省エネ法において、エネルギーを使用する事業者に作成が義務付けられているもの。

(2) 職員個人で実施すべき取組み

職員においては、使用する施設の「エネルギー管理標準」を理解し遵守するとともに、施設使用以外で実施すべき運用改善策を徹底します。

取組みの具体例については、「参考資料 3 職員個人で実施すべき取組み例」に記載します。

第6章 計画の実施体制と進捗管理

1 構成

本計画は、施設改修や設備更新などを通して脱炭素化を推進する「市有施設脱炭素化方針」と運用改善を通じて脱炭素化を推進する「脱炭素化推進マニュアル」に基づき推進します(図表 6-1)。

(1) 市有施設脱炭素化方針

「市有施設脱炭素化方針」は、市有施設の運営に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、全庁を挙げた施設改修や設備更新などの方向性を示すものです。

①所管施設脱炭素化計画

施設所管課は、「市有施設脱炭素化方針」に基づき、施設改修や設備更新を盛り込んだ「所管施設脱炭素化計画」を作成します。

カーボンニュートラル推進事業本部は、施設所管課が作成した「所管施設脱炭素化計画」を取りまとめ、脱炭素化に向けた市全体の整備・改修計画として「市有施設脱炭素化計画」を作成します。

②エネルギー管理シート

施設所管課は施設ごとに「エネルギー管理シート」を作成し、エネルギー使用量などを記録し、施設運営に伴う温室効果ガス排出量を把握します。

また、カーボンニュートラル推進事業本部は、施設所管課から提出される「エネルギー管理シート」を通して、各施設のエネルギー使用量などを把握し、全施設の運営に伴う温室効果ガス排出量を算定します。

(2) 脱炭素化推進マニュアル

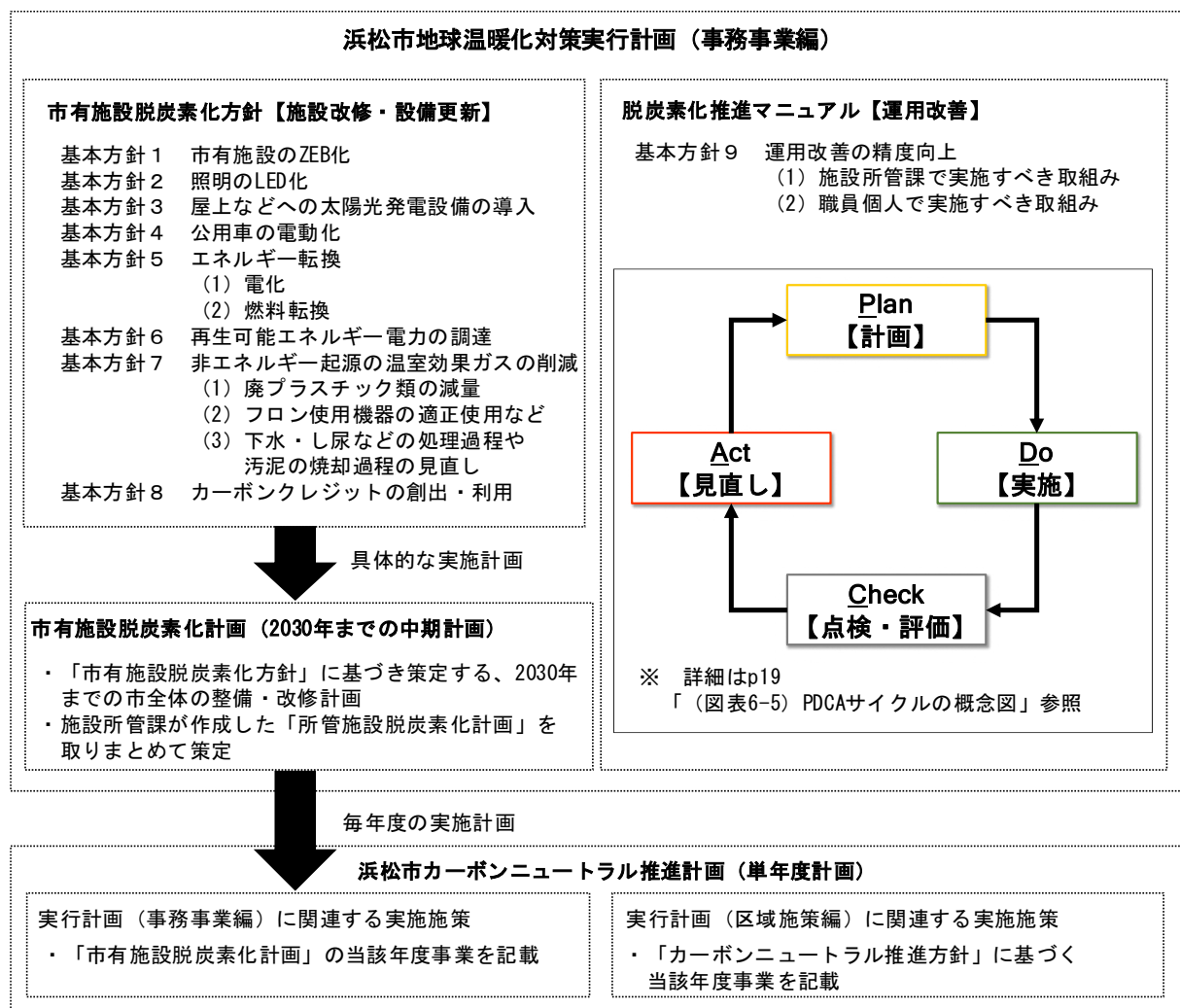
温暖化対策と省エネ化を目的とした独自の環境マネジメントシステムである「浜松市役所温暖化対策マネジメントシステム」を廃止し、各部局・職員が取り組む徹底した省エネルギー行動の指針として「脱炭素化推進マニュアル」を策定し、「脱炭素化推進マニュアル」に基づく運用改善を推進します。

「脱炭素化推進マニュアル」を基に実施する運用改善策は、施設所管課で実施すべき取り組みと職員個人で実施すべき取り組みとに分類し PDCA サイクルにより、毎年度運用改善の精度向上を図ることで、庁内の脱炭素化を推進します。

施設所管課で実施すべき取り組みについては、「エネルギー管理シート」及び「エネルギー管理標準」を組み合わせることで PDCA サイクルを回すことで、運用改善を推進します。

職員個人で実施すべき取り組みについては、「参考資料 3 職員個人で実施すべき取り組み例」のとおりです。

(図表 6-1) 事務事業編の構成



2 実施体制

以下の実施体制で、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出削減に取り組みます（図表 6-2）。

市長を本部長とする「浜松市カーボンニュートラル推進本部会議」を通じて、全庁を挙げた取り組みを推進すると共に進捗管理を行います。

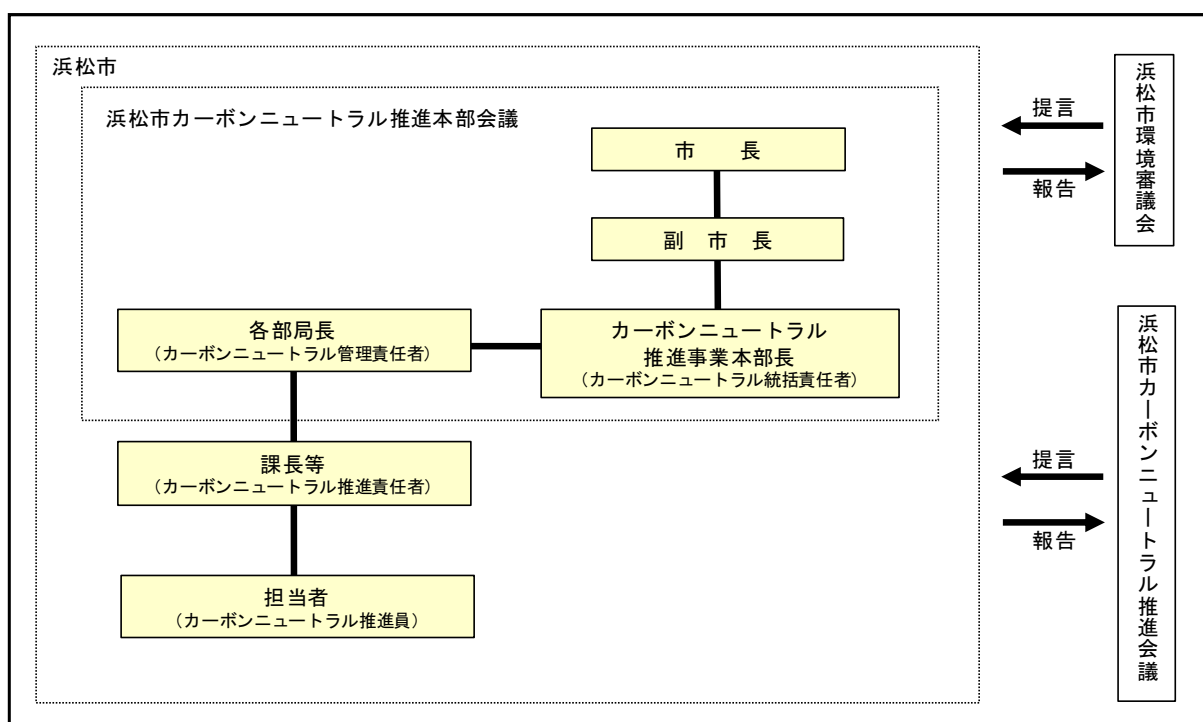
カーボンニュートラル管理責任者は、各部局の進捗を管理する責任者として、全庁を挙げた取り組みを推進します（図表 6-3）。

また、各課にカーボンニュートラル推進責任者（課長など）及びカーボンニュートラル推進員（担当者）を配置し、課内や職員個人の取り組みを推進します。

さらに、外部機関である「浜松市環境審議会」に温室効果ガス排出状況や施策の実施状況を報告し、必要な施策の進捗状況について意見・提言を受け、本計画の推進に反映します。

加えて、外部有識者や省庁、地元経済界で構成する「浜松市カーボンニュートラル推進会議」に適宜報告し、具体的な施策について意見・提言を受け、「浜松市カーボンニュートラル推進計画」に反映します。

（図表 6-2）実施体制



(図表 6-3) 脱炭素化推進マニュアルにおける名称・担当者

名称	担当者	内容
カーボンニュートラル統括責任者	カーボンニュートラル推進事業本部長	市の事務事業全体の温室効果ガス排出削減や取組みの進捗管理を統括する責任者。 カーボンニュートラルに関する全庁的な取組みを統括し、全庁的な脱炭素化の進捗管理を行う。
カーボンニュートラル管理責任者	部長など	各部局の事務事業の温室効果ガス排出削減や取組みの進捗管理をする責任者。 カーボンニュートラルに関する各部局の取組みを統括し、各部局の脱炭素化の進捗管理を行う。
カーボンニュートラル推進責任者	課長など	課内の事務事業の温室効果ガス排出削減や取組みの進捗管理をする責任者。 本マニュアルに基づき、課内や職員個人の取組みを推進する。 施設所管課のカーボンニュートラル推進責任者は「エネルギー管理シート」によりエネルギー使用量や施設運営に伴う温室効果ガス排出量を把握するとともに、「エネルギー管理標準」に基づく施設運用を徹底する。
カーボンニュートラル推進員	各課 1 名以上	カーボンニュートラル推進責任者の下、課内の事務事業の温室効果ガス排出削減や取組みを推進する担当者。 カーボンニュートラル推進責任者の下、カーボンニュートラル推進員が中心となって課内の運用改善を行う。 施設所管課のカーボンニュートラル推進員は「エネルギー管理シート」に施設のエネルギー使用量を記録する。
浜松市カーボンニュートラル推進本部会議	市長、副市長、部長など	全庁を挙げたカーボンニュートラル政策の推進に向けた、市長を本部長に各部長などで構成される庁内組織。 カーボンニュートラルに関する全庁的な取組みについて指揮、命令及び進捗管理を行う。
浜松市環境審議会	外部委員 (事業者の代表、知識経験者など)	温暖化対策を含む環境全般の諮問機関として設置。 実行計画（事務事業編）の実施状況などを報告し、意見・提言を受け、計画の推進に反映する。
浜松市カーボンニュートラル推進会議	外部委員 (市長、地元経済界、国、外部有識者など)	カーボンニュートラル政策の外部有識者会議として設置。 「浜松市カーボンニュートラル推進計画」の実施状況などを報告し、意見・提言を受け、事業推進に反映する。

【参考】省エネ法における役割・担当者

省エネ法において、事業全体のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500k0 /年度以上であり、かつ事業全体のエネルギー使用量を国に届け出て指定を受けた者を「特定事業者」といいます。

市長部局をはじめ、教育委員会、上下水道部の三者は特定事業者の指定を受けており、「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者（員）」を配置し、エネルギー消費原単位を 5 年度間の年平均で 1%以上削減するよう求められています（図表 6-4）。

（図表 6-4）省エネ法における名称・担当者

名称	概要	担当者
エネルギー管理統括者	以下の業務を統括管理します。 ・ エネルギーの使用合理化及び非化石転換に関する中長期的な計画の作成 ・ エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持やエネルギーの使用の方法の改善及び監視 ・ エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持など、経済産業省令で定める業務	浜松市：副市長 浜松市教育委員会：浜松市教育長 浜松市上下水道部：浜松市水道事業及び下水道事業管理者
エネルギー管理企画推進者	上記、エネルギー管理統括者の業務（非化石転換に関する中長期的な計画の作成を除く）を実務面から補佐します。	浜松市：カーボンニュートラル推進事業本部副本部長など 浜松市教育委員会：教育施設課長など 浜松市上下水道部：上下水道総務課長など
エネルギー管理員	第一種又は第二種エネルギー管理指定工場等に係る以下の業務を管理します。 ・ エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持やエネルギーの使用の方法の改善及び監視 ・ エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持など、経済産業省令で定める業務	現場管理の担当者 エネルギー管理講習終了者

3 進捗管理

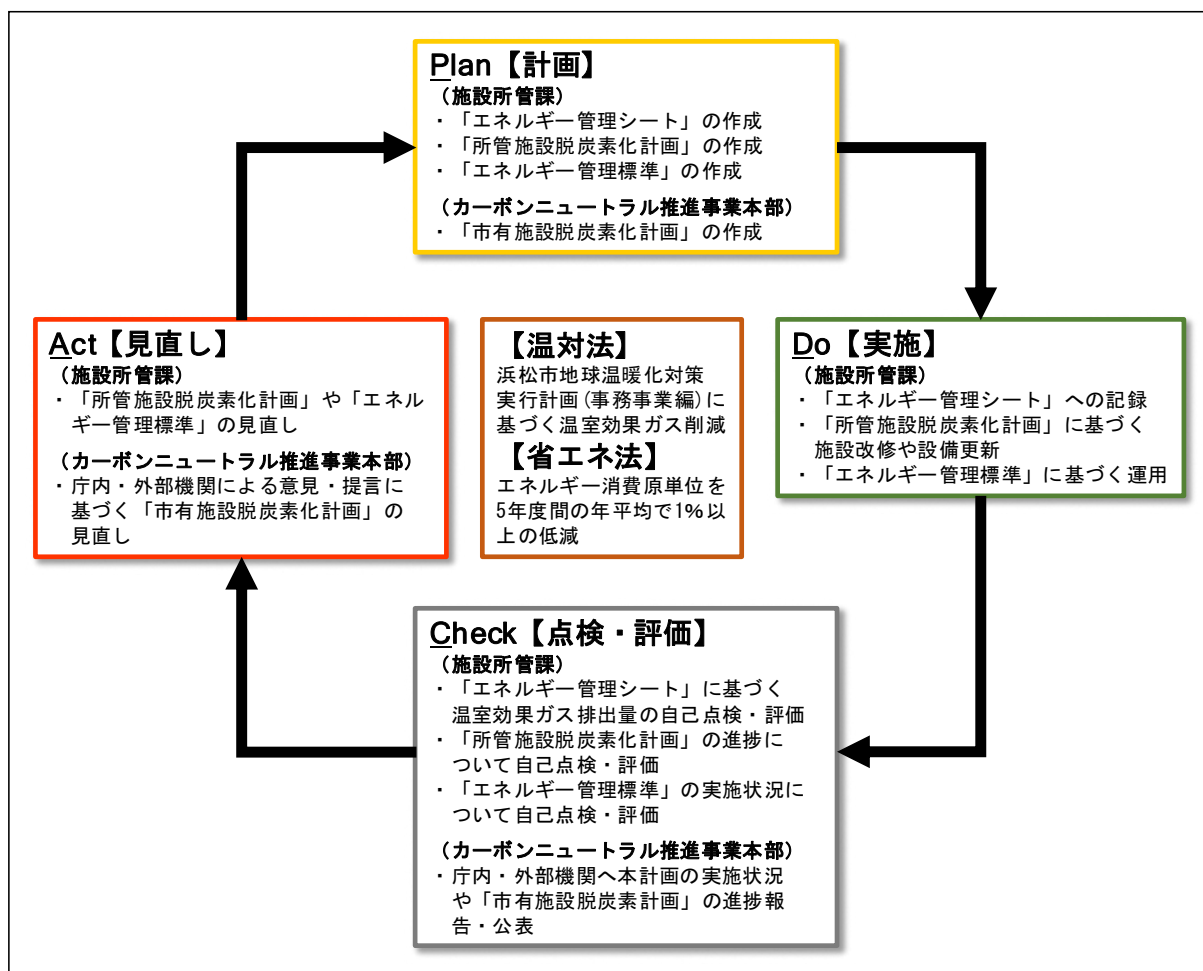
施設所管課は、「所管施設脱炭素化計画」を作成し、施設の脱炭素化を進めます。また、「エネルギー管理シート」へエネルギー使用量などを記録し、施設運営に伴うエネルギー起源の温室効果ガス排出量を把握します。さらに、「エネルギー管理標準」に基づく施設の運用改善を徹底します。

カーボンニュートラル推進事業本部は、施設所管課が作成した「所管施設脱炭素化計画」を取りまとめ、脱炭素化に向けた市全体の整備・改修計画として「市有施設脱炭素化計画」を作成します。

また、カーボンニュートラル推進事業本部は、施設所管課から提出される「エネルギー管理シート」を通して、各施設のエネルギー使用量などを把握し、全施設の運営に伴うエネルギー起源の温室効果ガス排出量を算定します。

運用改善など日常的に実施が必要な取組みについて、各課のカーボンニュートラル推進員が中心になり、PDCA サイクルを回し、継続的な改善を図ります(図表 6-5)。

(図表 6-5) PDCA サイクルの概念図



(1) 計画及び実施

中期的な計画・管理が必要な取組み（施設改修や設備更新など）は、「所管施設脱炭素化計画」、日常的に実施が必要な取組み（運用改善など）は「エネルギー管理標準」により実施します。

また、「エネルギー管理シート」へエネルギー使用量などを記録し、施設運営に伴うエネルギー起源の温室効果ガス排出量を把握します。

①中期的な計画が必要な取組み（施設改修や設備更新など）

施設所管課は、「市有施設脱炭素化方針」に基づき、施設改修や設備更新を盛り込んだ 2030 年までの「所管施設脱炭素化計画」を作成し、施設改修や設備更新を実施します。

カーボンニュートラル推進事業本部は、全庁的な脱炭素化を推進するため、「所管施設脱炭素化計画」を取りまとめ、「市有施設脱炭素化計画」を作成します。

②日常的に実施が必要な取組み（運用改善など）

施設所管課は、「エネルギー管理標準」に記載されている運用改善策など、日常的に実施が必要な取組みについて、施設を使用する職員に対し「エネルギー管理標準」の内容を周知徹底し、PDCA サイクルにより継続的な運用改善を図ります。

(2) 点検・評価

施設所管課は、毎年度、「所管施設脱炭素化計画」、「エネルギー管理標準」を点検・評価します。また、「エネルギー管理シート」によりエネルギー使用量や施設運営に伴うエネルギー起源の温室効果ガス排出量の変化について自己点検・評価をします。これらの自己点検・評価の結果について、カーボンニュートラル推進事業本部へ報告します。

カーボンニュートラル推進事業本部は、庁内組織の「浜松市カーボンニュートラル推進本部会議」において、「市有施設脱炭素化計画」の進捗や市の事務事業から排出される温室効果ガス排出状況などを報告し、点検・評価を受けます。

また、外部諮問機関である「浜松市環境審議会」や外部有識者会議である「浜松市カーボンニュートラル推進会議」において、本計画の実施状況などを報告し、点検・評価を受けます。

さらに、カーボンニュートラル推進事業本部は、本計画の毎年度の実施状況については、温対法第 21 条第 10 項に基づき、本市のホームページなどを活用して、市民などに広く公表します。

(3) 計画などの見直し

カーボンニュートラル推進事業本部は、庁内及び外部機関の点検・評価を受け、「市有施設脱炭素化方針」などを見直します。

施設所管課は、自己点検・評価の結果や「市有施設脱炭素化方針」の見直しを受け、「所管施設脱炭素化計画」を見直します。

また、施設所管課は、「脱炭素化推進マニュアル」に基づき「エネルギー管理標準」を毎年度見直します。

①中期的な計画が必要な取組み（施設改修や設備更新など）の見直し

カーボンニュートラル推進事業本部は、「浜松市環境審議会」や「浜松市カーボンニュートラル推進会議」、「浜松市カーボンニュートラル推進本部会議」から意見・提言を受け、必要に応じて「市有施設脱炭素化方針」を見直します。

施設所管課は、自己点検・評価の結果や見直された「市有施設脱炭素化方針」のほか、カーボンニュートラル推進事業本部からの意見を受けて、「所管施設脱炭素化計画」を見直します。

また、カーボンニュートラル推進事業本部は、施設所管課が見直した「所管施設脱炭素計画」を取りまとめ、「市有施設脱炭素化計画」を見直します。

②日常的に実施が必要な取組み（運用改善など）の見直し

施設所管課は、「脱炭素化推進マニュアル」に基づき「エネルギー管理標準」を毎年度見直し、カーボンニュートラル推進事業本部に提出します。

また、カーボンニュートラル推進事業本部は提出された「エネルギー管理標準」の中で、全庁的に実施すべき優良事例について各施設所管課に情報提供します。

施設所管課は、独自の見直しに加えて、「エネルギー管理標準」の優良事例などを参考に、「エネルギー管理標準」を見直します。

参考資料 1 本計画で使用する地球温暖化係数

	温室効果ガス		地球温暖化係数	
			2023年以降	2022年以前
1	二酸化炭素	CO ₂	1	1
2	メタン	CH ₄	28	25
3	一酸化二窒素	N ₂ O	265	298
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	-	-
	トリフルオロメタン	HFC-23	12,400	14,800
	ジフルオロメタン	HFC-32	677	675
	フルオロメタン	HFC-41	116	92
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170	3,500
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120	1,100
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300	1,430
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328	353
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800	4,470
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16	53
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138	124
	フルオロエタン	HFC-161	4	12
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350	3,220
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060	9,810
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330	1,370
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210	1,340
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716	693
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858	1,030
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804	794
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650	1,640
5	パーフルオロカーボン	PFC	-	-
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,630	7,390
	パーフルオロエタン	PFC-116	11,100	12,200
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900	8,830
	パーフルオロシクロプロパン	PFC-c216	9,200	17,340
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200	8,860
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540	10,300
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550	9,160
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910	9,300
	パーフルオロデカリン	PFC-91-18	7,190	7,500
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	23,500	22,800
7	三ふっ化窒素	NF ₃	16,100	17,200

参考資料２ 本計画が対象とする温室効果ガスと原因行為

温室効果ガスの種類		対象	温対法※1
二酸化炭素（CO ₂ ）			
燃料の使用		◎	1号イ
他人から供給された電気の使用		◎	1号ロ
他人から供給された熱の使用		◎	1号ハ
一般廃棄物の焼却		◎	1号ニ
メタン（CH ₄ ）			
ボイラーにおける燃料の使用		△	2号イ
ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用		△	2号ロ
家庭用機器における燃料の使用		△	2号ハ
自動車の走行		◎	2号ニ
家畜の飼養（消化管内発酵）		◎	2号ヘ
家畜の排せつしたふん尿の管理		◎	2号ト
施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理		◎	2号ヲ
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理		◎	2号ワ
一般廃棄物の焼却		◎	2号カ
一酸化二窒素（N ₂ O）			
ボイラーにおける燃料の使用		△	3号イ
ディーゼル機関における燃料の使用		△	3号ロ
ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用		△	3号ハ
家庭用機器における燃料の使用		△	3号ニ
自動車の走行		◎	3号ホ
麻酔剤（笑気）ガスの使用		◎	3号ト
家畜の排せつしたふん尿の管理		◎	3号チ
耕地における化学肥料の使用		◎	3号リ
農作物の栽培のための化学肥料以外の肥料の使用		◎	3号ヌ
施設（終末処理場及びし尿処理施設）における下水等の処理		◎	3号ワ
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理		◎	3号カ
一般廃棄物の焼却		◎	3号ヨ
ハイドロフルオロカーボン			
自動車用エアコンディショナーの使用		◎	4号イ
その他実測等に得られる排出量		◎	4号ロ
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）			
SF ₆ が封入された電気機械器具の使用		◎	6号イ

◎：算定の対象とし、目標を設定する。

○：算定の対象とする。

△：燃料使用に伴い付随して発生する温室効果ガスのため対象としない。

※1 温対法施行令第3条第1項の該当号。

参考資料 3-1 浜松市における温室効果ガス排出量算定表

活動報告		対象ガス	排出係数	単位
施設	電気（2013年度実排出係数）	CO ₂	0.514	kg/kWh
	ガソリン	CO ₂	2.32	kg/L
	灯油	CO ₂	2.49	kg/L
	軽油	CO ₂	2.58	kg/L
	A重油	CO ₂	2.71	kg/L
	液化石油 (LPG)	CO ₂	5.976	kg/L
	都市ガス	CO ₂	2.296	kg/L
	熱 (地域冷暖房)	CO ₂	0.057	kg/L
公用車	ガソリン	CO ₂	2.32	kg/L
	軽油	CO ₂	2.58	kg/L
	液化石油 (LPG)	CO ₂	5.976	kg/m ³
	天然ガス (CNG)	CO ₂	2.347	kg/m ³
	電気（2013年度固定係数）	CO ₂	0.514	kg/kWh
一般廃棄物処理量	連続燃焼式	CH ₄	0.00095	kg/t
		N ₂ O	0.0567	kg/t
	廃プラスチック類	CO ₂	2770	kg/t
	合成繊維	CO ₂	2290	kg/t
	繊維くず	N ₂ O	0.01	kg/t
下水・し尿処理量	終末処理場	CH ₄	0.00088	kg/m ³
		N ₂ O	0.00016	kg/m ³
	し尿処理施設 (標準脱窒法)	CH ₄	0.0059	kg/m ³
		N ₂ O	0.0045	kg/ t N
	し尿処理施設 (膜分離)	CH ₄	0.0055	kg/m ³
		N ₂ O	2.4	kg/ t N
	し尿処理施設 (その他)	CH ₄	0.0055	kg/m ³
		N ₂ O	0.0045	kg/ t N
	コミュニティプラント	CH ₄	0.2	kg/人
		N ₂ O	0.039	kg/人
	単独浄化槽	CH ₄	0.2	kg/人
		N ₂ O	0.02	kg/人
	合併浄化槽	CH ₄	1.1	kg/人
		N ₂ O	0.026	kg/人
下水汚泥の焼却	高分子凝集/高温燃焼	CH ₄	0.0097	kg/t
		N ₂ O	0.645	kg/t
	その他	CH ₄	0.0097	kg/t
		N ₂ O	0.882	kg/t
その他汚泥 (乾燥汚泥含む) の焼却	CH ₄	0.0097	kg/t	
	N ₂ O	0.45	kg/t	

参考資料 3-2 浜松市における温室効果ガス排出量算定表

活動報告			対象ガス	排出係数	単位
自動車の 走行量	ガソリン・ LPG	普通・小型乗用車	CH ₄	0.00001	kg/km
			N ₂ O	0.000029	kg/km
		軽自動車	CH ₄	0.00001	kg/km
			N ₂ O	0.000022	kg/km
		普通貨物車	CH ₄	0.000035	kg/km
			N ₂ O	0.000039	kg/km
		小型貨物車	CH ₄	0.000015	kg/km
			N ₂ O	0.000026	kg/km
		軽貨物車	CH ₄	0.000011	kg/km
			N ₂ O	0.000022	kg/km
		特種用途車	CH ₄	0.000035	kg/km
			N ₂ O	0.000035	kg/km
		バス	CH ₄	0.000035	kg/km
			N ₂ O	0.000041	kg/km
	軽油	普通・小型乗用車	CH ₄	0.000002	kg/km
			N ₂ O	0.000007	kg/km
		普通貨物車	CH ₄	0.000015	kg/km
			N ₂ O	0.000014	kg/km
		小型貨物車	CH ₄	0.0000076	kg/km
			N ₂ O	0.000009	kg/km
		特種用途車	CH ₄	0.000013	kg/km
			N ₂ O	0.000025	kg/km
		バス	CH ₄	0.000017	kg/km
			N ₂ O	0.000025	kg/km
封入カーエアコンの使用(年間)			HFC-134a	0.015	kg/台
家畜頭羽数	水牛		CH ₄	55	kg/頭
			N ₂ O	1.3	kg/頭
	馬		CH ₄	18	kg/頭
			N ₂ O	0.31	kg/頭
	めん羊		CH ₄	4.1	kg/頭
			N ₂ O	0.094	kg/頭
	山羊		CH ₄	4.1	kg/頭
			N ₂ O	0.31	kg/頭
	豚		CH ₄	1.1	kg/頭
			N ₂ O	－	kg/頭
化学肥料中窒素量			N ₂ O	9.7	kg/t
笑気ガス(麻酔剤)の使用量			N ₂ O	1	kg/kg
SF ₆ が封入された電気機械器具の仕様			SF ₆	0.001	kg/kg

参考資料 4 職員個人で実施すべき取り組み例

職員は、使用する施設の「エネルギー管理標準」に基づく運用改善のほか、職員個人でも下記の取り組み例を参考に、徹底した省エネルギーに取り組めます。

■事務室

- ・ 昼休みなど、一定時間使用しないときはパソコンのフタを閉じる。
- ・ 帰宅時・外出時等、1 時間以上パソコンを使用しないときは電源を切る。
- ・ 帰宅時、エコタップ等の使用又はコンセントを外すことでパソコンの待機電力をカットする。
- ・ 帰宅時に O A 機器の電源をオフにし、待機電力をカットする。
- ・ 電気ポットや冷蔵庫の設定温度を適温に設定する。

■庁舎

- ・ 原則として、3 階以内の移動は階段を利用する。

■公用車

- ・ 目的地が同じときは、課内や複数の課と調整して相乗りする。
- ・ 業務の支障のない範囲で、燃費の良い車両を優先的に利用する。
- ・ ふんわりアクセル（5 秒で 20 km/h）を心がける。
- ・ 加減速のない運転を心がける。
- ・ タイヤの空気圧をこまめにチェックし、適正に保つ。

■就業スタイル

- ・ 時間外勤務の削減に取り組む。
- ・ クールビズ・ウォームビズに取り組む。
- ・ レジ袋やペットボトルなどプラスチック製品のごみ減量に取り組む。

浜松市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)[2024]

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部

〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103-2

TEL:053-457-2502 FAX:050-3730-8104

E-mail:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp
